様式第１（第 19 条関係）

車　両　運　搬　確　認　申　請　書

番　　号

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第２項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 19 条第１項の規定により車両運搬の確認を申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">原子力事業者等の区分（注１）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注２）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">運搬の目的（注３）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">運搬予定時期</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10">核燃料輸送物に関する説明</td><td colspan="2">核燃料輸送物の種類（注４）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">核燃料輸送物の総重量（注５）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">収納する核燃料物質等</td><td>重量（注５）</td><td></td></tr>
<tr><td>放射能の量（注６）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">使用する輸送容器（注７）</td><td>名称及び個数</td><td></td></tr>
<tr><td>承認容器登録番号（注８）</td><td></td></tr>
<tr><td>容器承認書の年月日及び番号（注８）</td><td></td></tr>
<tr><td>承認容器として使用する期間（注８）</td><td></td></tr>
<tr><td>外形寸法（注９）</td><td></td></tr>
<tr><td>重量（注５）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">積載方法又は混載の別</td><td></td></tr>
</table>

注１　法第 57 条の８に規定する原子力事業者等（以下「原子力事業者等」という。）又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

２　次のイからニにより記載すること。

イ　種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、

使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料にあつてはその表面から１メートルの距離における空気吸収線量率（照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度 10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率）が１グレイ毎時を超えるかどうかを、また使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ　濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済燃料にあつては初期値を記載すること。

ハ　性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ニ　量については総量及びウラン 233、ウラン 235、プルトニウム 239、プルトニウム 241 等について該当するものの量をトン又はキログラム単位で記載すること。

3　当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

4　A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等の核燃料輸送物の種類並びに核分裂性輸送物及び六ふつ化ウラン輸送物にあつてはその旨を記載すること。

5　トン又はキログラム単位で記載すること。

6　総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

7　輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

8　承認容器を使用する場合には記載すること。

9　センチメートル又はメートル単位で記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。